

[カードローンカード規定]

第1条（カードの利用）

1. 表記金融機関（以下「金融機関」といいます。）の全国保証㈱の保証付きカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、次の各号の取引に利用することができます。
 - ① 金融機関および金融機関が現金自動払出機（以下「CD」といいます。）の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関等（以下「払出提携先」といいます。）
 - ② 金融機関および金融機関のATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）のATMを利用してカードローンの入金をする場合
 - ③ その他金融機関所定の取引をする場合

第2条（手数料）

1. 自動機を利用して入出金する場合は、所定の手数料をお支払いいただきます。
2. 前項の手数料のうち、自動機を利用した場合の手数料は、入出金時に自動的にローンカードにより貸越を行うことができるものとします。なお、払出提携先または預入提携先には金融機関から支払います。

第3条（自動機による出金）

1. 自動機を利用して出金する場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による出金は、自動機の機種により金融機関または払出提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は金融機関または払出提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

第4条（自動機による入金）

1. 自動機を利用して入金する場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 自動機による入金は、自動機の機種により金融機関または預入提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は金融機関または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第5条（自動機故障の取扱い）

1. 停電、故障等により自動機による入金ができない場合は、窓口での営業時間内に限り、金融機関本支店の窓口でローンカードにより入金してください。
2. 停電、故障等により自動機による出金ができない場合は、窓口での営業時間内に限り、金融機関が別に定めた金額を限度として、金融機関本支店の窓口でローンカードにより出金することができます。

第6条（ローンカード・暗証番号の管理等）

1. 金融機関は、自動機の操作の際に利用されたローンカードが金融機関が本人に交付したローンカードであることおよび入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを金融機関所定の方法により確認のうえ、出金を行います。
2. ローンカードは他人に利用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に利用されるおそれが生じた場合または他人に利用されたことを認知した場合には、直ちに本人から金融機関に通知してください。この通知を受けた場合は、直ちにローンカードによる出金の停止の措置を講じます。
3. ローンカードの盗難にあった場合には、金融機関所定の届出書を金融機関に提出してください。

第7条（偽造カード等による出金等）

1. 偽造または変造カードによるカードローンの出金は、本人の故意による場合または当該出金について金融機関が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを金融機関が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、金融機関所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について金融機関の調査に協力するものとします。

第8条（盗難カードによる出金等）

1. ローンカードの盗難により他人にローンカードを不正利用され生じたカードローンの出金については、次の各号のすべてに該当する場合、金融機関は次項に定める貸越対象額について本人にその支払いを求めることができないものとします。
 - ① カードの盗難に気づいてから直ちに、金融機関への通知が行われていること。
 - ② 金融機関の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 金融機関に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 前項の通知がなされた場合、当該カードローンの出金が本人の故意による場合を除き、金融機関は、金融機関へ通知が行われた日の30日（ただし、金融機関に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた当該カードローンの出金額（手数料や利息を含む。）に相当する金額（この条において「貸越対象額」といいます。）について支払いを求めることができないものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、金融機関が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを金融機関が証明した場合に は、金融機関は貸越対象額の4分の3に相当する金額について支払いを求めることができないものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる金融機関への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでない場合は、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを金融機関が証明した場合に は、金融機関は貸越対象額について支払いを求めることができます。
 - ① 当該出金が行われたことについて金融機関が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを金融機関が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してローンカードが盗難にあった場合

第9条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

1. ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から金融機関所定の方法により金融機関に届け出て ください。

第10条（ローンカードの再発行等）

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、金融機関所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第11条（自動機の操作等）

1. 自動機の利用は所定の要領に従い正しく操作してください。
2. 自動機の利用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、金融機関は一切の責任を負いません。

第12条（解約、ローンカードの利用停止等）

1. カードローン契約の解約または終了ならびにローンカードの利用を取り止める場合には、ローンカードを取引店に返却してください。なお、未処理取引のある場合には、その処理が終わるまで解約を延期させていただく場合があります。
2. ローンカードの改ざん、不正利用など金融機関がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、金融機関から請求があり次第、直ちにローンカードを取引店に返却してください。
3. 次の各号の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、金融機関の窓口において金融機関所定の本人確認書類の提示を受け、金融機関が本人であることを確認できた時に停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② 金融機関が別途表示する一定の期間に入出金がない場合
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に利用されるおそれがあると金融機関が判断した場合

第13条（譲渡、質入れ等の制限）

1. カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第14条（カード発行手数料）

1. カードの発行・再発行にあたっては金融機関の定める（再）発行手数料をお支払いいただきます。

第15条（規定の準用）

1. この規定に定めのない事項については、金融機関の定めるカードローン契約規定の各条項により取り扱います。

第16条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。